

平成 28 年 9 月

地方競馬の馬主・騎手の皆様

地方競馬主催者によるマイナンバー収集に関するお知らせ

マイナンバー制度開始に伴い、地方競馬の競走に出走・騎乗した方々につきまして、下記により地方競馬主催者に対し、マイナンバーをご提出いただくこととなります。収集キットが届きましたら、以下のとおりご対応をお願いいたします。

記

1. 収集対象者について

平成 28 年中に地方競馬の競走に出走・騎乗し、所得税法上、源泉徴収税額が税務署に支払調書を提出すべき金額に達した馬主・騎手の方。

【注意事項】

- ・ 主催者ごとに、源泉徴収を行いますので、複数の主催者において出走・騎乗している場合、それぞれに対しマイナンバーをご提出いただく可能性があります。
- ・ 中央競馬の競走に出走・騎乗し、源泉徴収税額が税務署に支払い調書を提出すべき金額に達した方については、日本中央競馬会に対してマイナンバーをご提出いただくこととなります。詳細は日本中央競馬会からのお知らせをご覧ください。

2. 収集時期及び収集方法

平成 28 年 11 月頃より、3 に記載の事業者より、対象者に対して、収集のキットを郵送させていただきます。収集キットに含まれている説明書に従って、ご提出をお願いします。

3. 収集委託先会社

地方競馬主催者は、マイナンバーの収集及び管理業務を「富士通株式会社」に委託しております。

このうち、対象者への収集キットの送付については、富士通株式会社と委託の関係にある「株式会社富士通エフサス」が実施する予定です。

※上記の収集時期、方法、委託先会社についてご不明な点がございましたら以下までお問い合わせください。

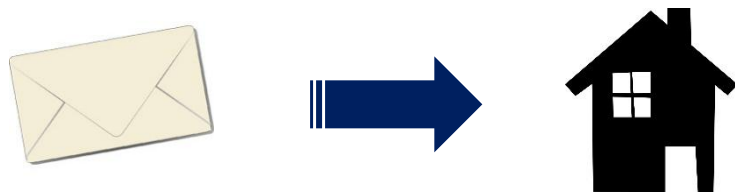
地方競馬全国協会企画部企画課

Tel.03-3583-6844 受付時間 9:30~17:30 (土日祝日を除く)

地方競馬主催者に対するマイナンバーの提出方法

【11月以降】

※平成28年中に地方競馬の競走に出走または騎乗し、源泉徴収税額が一定の金額に達した方のみ、キットを送付します



富士通株式会社(株式会社富士通エフサス)より、収集用キット(マイナンバー申告台紙・提出方法の説明書・返信用封筒)をお送りします。

説明書に従い、①マイナンバーの通知カード(または個人番号カード)、②身元確認書類(免許証等)を台紙に挟み、コピーをとって、コピーした方を返信用封筒に入れて送ってください。

【キットが届いたら】

通知カード・身分確認書類を挟んでコピーをとる。



コピーした用紙を、返信用封筒に入れて送る。



※ 提出期限は、封書に記載させていただきます。

送っていただくのはコピーした用紙の方です。通知カードを送付しないよう、ご注意ください。

- 法律上、地方競馬主催者間で、提出された番号を共有することは禁止されています。
- 従いまして、複数の主催者において出走・騎乗している場合には、それぞれに対しご提出いただく必要があります。
- 収集用キットには、いずれの地方競馬主催者に対し提出するものであるか明記しておりますので、ご確認ください(2つ以上の地方競馬場に出走させていれば、連名となります)。
- 一度、ご提出いただいた後に、別の地方競馬場に出走した場合は、改めてキットを送付いたしますので、再度、提出をお願いします。